

第 22 期 第 35 回

定例農業委員会総会

議 事 録

平成 29 年 4 月 26 日

伊予市農業委員会

第 22 期

第 35 回定例農業委員会総会議事録

平成 29 年 4 月 26 日（水）午後 1 時 30 分から、伊予市生涯研修センター「さざなみ館」において第 35 回定例農業委員会総会を開催する。

出席者	農業委員	34 名
	事務局	次長
		係長
		主事

欠席者	農業委員	1 名
-----	------	-----

議事日程

- | | | | |
|-----|------------|------------------------------|-----|
| 第 1 | 議事録署名委員の指名 | | |
| 第 2 | 議案第 129 号 | 農地法第 3 条の規定に基づく許可申請について | 7 件 |
| | 議案第 130 号 | 農地法第 5 条の規定に基づく許可申請について | 2 件 |
| | 議案第 131 号 | 平成 29 年度農用地利用集積計画(第 1 号)について | 1 件 |
| | 議案第 132 号 | 農用地利用配分計画(案)について | 1 件 |
| 第 3 | 報告第 81 号 | 農業委員会事務局職員の任免について | 3 件 |
| | 報告第 82 号 | 農地法第 4 条の規定に基づく届出について | 1 件 |
| | 報告第 83 号 | 農地法第 18 条の規定に基づく解約通知について | 4 件 |
| 第 4 | その他 | | |

事務局

それでは皆様ご起立をお願い致します。只今より平成29年度第35回4月の伊予市農業委員会総会を開催いたします。

<一同、礼>

ご着席下さい。

本日、7番〇〇 〇〇委員より欠席の連絡をいただいています。

開会にあたりまして会長より開会挨拶並びに開会宣言を申し上げます。

～会長挨拶～

議 事

第 1

■議事録署名委員の指名

議長（会長）

議事に入ります前に議事録署名人の指名をしたいと思います。

議席番号5番 〇〇 〇〇委員、6番 〇〇 〇〇委員の両名をお願い致します。

第 2

■議案第129号 農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について

議長

議案第129号「農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について」、次のとおり農業委員会の承認を求める。

事務局の説明をお願いします。

事務局

今回7件の申請がありました。

1番

譲渡人	大阪府八尾市	〇〇 〇〇
譲受人	本郡	〇〇 〇〇
申請土地	本郡字岡之端	田
譲受人の耕作面積	5,983.00 m ²	
申請理由	(譲渡人) 労力不足 (譲受人) 増反による経営規模の拡大	
権利の内容	売買による所有権の移転	
譲受人の作付予定作物	米、枝豆（申請地では水稻を予定）	
主な農機具の保有状況	トラクター、田植機、農作業用自動車	
労働力	常時3人	
周辺農業経営への影響	特に支障なし	

なお、農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項は

- 第1号 効率的に営農すると認められない場合
- 第2号 農地所有適格法人以外の法人が取得しようとする場合
- 第3号 信託の引き受けにより取得しようとする場合
- 第4号 農作業に常時従事すると認められない場合
- 第5号 耕作面積が取得面積を含めて50アールに満たない場合
- 第6号 また貸しするおそれがある場合
- 第7号 周辺の営農に支障を生ずるおそれがあると認められる場合

いずれの要件にも該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

議長

番号1につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

地元委員

〇〇さんは現在大阪のほうに住まれています。実の兄が現在まで〇〇さんの田を管理していたが高齢化し相談した結果、売買になったということです。現地の方も管理ができていたことをご報告申し上げます。

議長

番号1につきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号1につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

番号1につきまして原案のとおり承認いたします。

つづきまして、番号2につきまして事務局の説明をお願いいたします。

事務局

2番

譲渡人	兵庫県神戸市	〇〇 〇〇
譲受人	中山町中山	〇〇 〇〇
申請地	中山町中山辰	畑 外1筆
譲受人の耕作面積	16,215.00 m ²	
申請理由	(譲渡人) 労力不足 (譲受人) 増反による経営規模の拡大	
権利の内容	売買による所有権の移転	
譲受人の作付作物	米、野菜、栗(申請地では野菜を栽培予定)	
主な農機具の保有状況	トラクター、田植機、コンバイン	
労働力	常時2人	
周辺農業経営への影響	特に支障なし	

なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

議長

番号2につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

地元委員

〇〇さんの畑は〇〇さんの住宅の後ろにあって、昔に石積みしたところが崩落の可能性があり、家を修繕する場合に今後了解を得るのが難しいので、この際分けて欲しいとの話し合いが成立したので、よろしくご審議ください。

議長

番号2につきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号2につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

番号2につきまして原案のとおり承認いたします。

番号3につきまして事務局の説明をお願いいたします。

3番

譲渡人	森	〇〇	〇〇
譲受人	松山市	〇〇	〇〇
申請土地	森字下新田	田	
譲受人の耕作面積	16,118.00 m ²		
申請理由	(譲渡人) 労力不足 (譲受人) 増反による経営規模の拡大		
権利の内容	売買による所有権の移転		
譲受人の作付作物	米、野菜、果樹(申請地では水稻を予定)		
主な農機具の保有状況	トラクター、田植機、コンバイン		
労働力	常時3人		
周辺農業経営への影響	特に支障なし		

なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

議長

番号3につきまして補足説明をいたします。

〇〇さんは現在松山市に住んでいますが自衛隊OBであり、現在森の家にはお母様がお住まいで、松山から出向いて、米、レタス、ソラマメの収穫をしています。今回の田については、すでにソラマメを植えつけており、熱心な方で今後も農業するようであり問題ありませんの

でよろしくご審議をお願いします。

議長

番号3につきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号3につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

番号3につきまして原案のとおり承認いたします。

番号4につきまして事務局の説明をお願いいたします。

事務局

4番

譲渡人	松山市	〇〇	〇〇
譲受人	本郡	〇〇	〇〇
申請土地	森 字藏地	田	
譲受人の耕作面積	5,555.00 m ²		
申請理由	(譲渡人) 労力不足 (譲受人) 増反による		
権利の内容	贈与による所有権の移転		
譲受人の作付作物	米・果樹		
主な農機具の保有状況	農作業用自動車、乾燥機、草刈機		
労働力	常時1人		
周辺農業経営への影響	特に支障なし		

なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

議長

番号4につきまして補足説明をいたします。

田は11m²ですが、この田に面して、〇〇さんの田がありまして、この田を通らないと〇〇さんの田にいけない状態であり、他の方が購入してしまうと〇〇さんの田に入ることができないのであり今回贈与によって、自分の田への進入路にしたいとのことですので、よろしくご審議お願いいたします。

議長

番号4につきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号4につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

番号4につきまして原案のとおり承認いたします。

番号5につきまして事務局の説明をお願いいたします。

事務局

5番

譲渡人	中山町佐礼谷	〇〇	〇〇
譲受人	中山町佐礼谷	〇〇	〇〇
申請土地	中山町佐礼谷	田	
譲受人の耕作面積	32,951.00 m ²		
申請理由	(譲渡人) 労力不足 (譲受人) 増反による経営規模の拡大		
権利の内容	売買による所有権の移転		
譲受人の作付予定作物	米・野菜・果樹(申請地では水稻を予定)		
主な農機具の保有状況	トラクター、田植機、農作業用自動車		
労働力	常時2人		
周辺農業経営への影響	特に支障なし		

なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

議長

番号5につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

地元委員

〇〇さんは高齢のため農作業が困難です。娘さんはいますが松前町のため管理ができない状態です。今回の田は〇〇さんの家と道路を隔ててちょうど前にありますので、引き受けたという経緯があります。よろしくお願いします。

議長

番号5につきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号5につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

番号5につきまして原案のとおり承認いたします。

番号6につきまして事務局の説明をお願いいたします。

事務局

6番

譲渡人	中山町中山	〇〇	〇〇	持分3分の1
	中山町中山	〇〇	〇〇	持分3分の1
	下吾川	〇〇	〇〇	持分3分の1
譲受人	中山町中山	〇〇	〇〇	
申請土地	中山町中山	畑		
譲受人の耕作面積	15,398.00 m ²			
申請理由	(譲渡人) 亡き母の贈与の遺志による (譲受人) 増反による経営規模の拡大			
権利の内容	売買による所有権の移転			
譲受人の作付作物	米、野菜、果樹(申請地では野菜を予定)			
主な農機具の保有状況	トラクター、田植機、農作業用自動車			
労働力	常時3人			
周辺農業経営への影響	特に支障なし			

なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

議長

番号6につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

地元委員

譲渡人三人と譲受人の関係は親戚関係であります。農地を本宅へもどすということになりますのでよろしく申し上げます。

議長

番号6につきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号6につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

番号6につきまして原案のとおり承認いたします。

番号7につきまして事務局の説明をお願いいたします。

事務局

7番

譲渡人	中山町中山	〇〇	〇〇	持分の2分の1
譲受人	中山町中山	〇〇	〇〇	
申請土地	中山町中山	畑	外1筆	
譲受人の耕作面積	15,398.00 m ²			
申請理由	(譲渡人) 労力不足			

	(譲受人)	増反による経営規模の拡大
権利の内容		売買による所有権の移転
譲受人の作付作物		米、野菜、果樹（申請地では引き続き粟を栽培予定）
主な農機具の保有状況		トラクター、田植機、農作業用自動車
労働力		常時3人
周辺農業経営への影響		特に支障なし

なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

議長

番号7につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

地元委員

実際に耕作をしているのは〇〇さんであり、この際個人名義にするためにこの運びになりました。よろしく申し上げます。

議長

番号7につきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号7につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

番号7につきまして原案のとおり承認いたします。

つづきまして、3ページをお開きください。

■議案第130号 農地法第5条第1項の規定に基づく許可申請について

議長

議案第130号「農地法第5条第1項の規定に基づく許可申請について」、次のとおり愛媛県知事に進達したいから農業委員会の意見を求める。

事務局の説明をお願いいたします。

事務局

今回3件の申請がありました。

1番

譲渡人	上野	〇〇	〇〇
譲受人	上野	〇〇	〇〇
申請地	上野	宅地	(現況畑)
転用目的	防災倉庫		
権利の種類等	売買による所有権移転		

申請地説明図の(1)～(4)が関係資料となっています。

申請地説明図(4)の土地利用計画図をごらんください。

譲受人は、現在当該地に隣接する大字上野集会所敷地内に防災倉庫(プレハブ3棟)を設置していますが、本来集会所の駐車場として利用している土地であることから、集会所利用に支障をきたしている状況です。そこで、隣接地である当該地へ防災倉庫を移設し、災害時の作業場を確保するとともに大字上野集会所利用の円滑化を図るために転用許可申請に至ったものです。

申請地は、上野松本集落の南側に位置し、県道伊予川内線の沿線に位置する宅地等が混在した所であり、10ha未滿の農地の広がりがない第2種農地と判断されます。

また、申請地は、登記が宅地ではありますが、20年間農地として管理することで相続税猶予をうけている土地であり、現況は畑(樹園地)として管理しています。

今回転用申請するために相続税猶予を解除した経緯があり、転用許可を受けることによって、宅地として利用できるようになります。

以上、申請内容について審査した結果、農地を転用して申請に係る用途に供することが確実と見込まれ、周辺の農地に係る営農条件等に支障を及ぼすおそれがないと考えられます。

議長

番号1につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

地元委員

防災倉庫を昨年置いたので駐車場がなくなり、隣に移そうという話になりました。相続もしており高齢のため管理もできていない状態なので、譲ってほしいとお願いしたところ譲ってもらったこととなりました。そういうことでご審議よろしく申し上げます。

議長

番号1につきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号1につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

番号1につきまして原案のとおり承認いたします。

番号2につきまして事務局の説明をお願いいたします。

事務局

2番

譲渡人	下三谷	〇〇	〇〇
譲受人	松山市	〇〇	〇〇
申請地	下三谷	田	

転用目的 分家住宅
権利の種類等 使用貸借権の設定

申請地説明図の(5)～(8)が関係資料となっています。

使用借人は、家族4人で生活していますが、子供の成長に伴い現在の松山市の住居では手狭になってきました。これから就学する子供のことを考えると実家の近くに生活拠点を移すことが良いと判断し、また年老いていく両親の面倒をみることもできると相談し検討した結果、使用貸借権設定のうえ分家住宅を建設することで話がまとまり、農地転用許可申請に至ったものであります。

申請地は、下三谷近江集落の位置する宅地等が混在する農地であり、10ha未満の広がり無し第2種農地と判断されます。

以上、申請内容について審査した結果、農地を転用して申請に係る用途に供することが確実と見込まれ、周辺の農地に係る営農条件等に支障を及ぼすおそれがないと考えられます。

議長

番号2につきまして補足説明をいたします。

地元委員

親の元へ返ってきて家を建てて一緒に住むのは理想的なことだと思います。よろしく願いします。

議長

番号2につきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号2につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

番号2につきまして原案のとおり承認いたします。

番号3につきまして事務局の説明をお願いいたします。

事務局

3番

譲渡人	上三谷	〇〇	〇〇
譲受人	上三谷	〇〇	〇〇
申請地	上三谷字猿ヶ谷 畑 外4筆		
転用目的	店舗		
権利の種類等	売買による所有権移転		

それではここで、この件に関する事項について、ご説明いたします。

申請地説明図の(9)～(12)をご覧ください。

追加資料として変更後計画図があります。

申請地は、平成28年10月に開催された総会において第103号議案で転用許可申請が議決され、その後、平成29年3月総会において、取下げを受理したことを報告した経緯がある議案になります。

取下げ理由としては、店舗併用住宅から開発内容が店舗に変更したため、転用申請内容の変更が必要になり、一度許可申請を取下げしました。

譲受人は現在、住所地において地元農産品食材を生かした洋食ランチ、菓子、雑貨店を営っております。

店舗併用住宅から店舗へと変更があったため再度を移転建築することを希望し農地転用許可申請に及んだものです。

申請地は、市道下三谷八倉線に接する、平成26年7月に農用区域内農地（青地）から除外した白地農地であり、周辺約3haの高低差のある生産性の低い第2種農地と判断されます。

また、申請地の転用規模について、形状は市道からの進入路として道路と敷地の高低差を考慮し、面積は食材等の配達用2tトラックや来客車輛の離合及び敷地内での転回駐車が可能で必要最小限に留めて検討したものであり、店舗の規模の妥当性は適当であると認められます。

以上、申請内容について審査した結果、農地を転用して申請に係る用途に供することが見込まれ、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがないと考えられます。

議長

番号3につきまして地元委員さんの補足説明をお願いします。

地元委員

今回の議案について、取り消しは前回聞きましたが、今回の転用は聞いていないのですが、どうなっていますか。確認よろしくをお願いします。

事務局

失礼いたしました。農業委員会の考え方は農地転用について周辺の農地に影響がでないかということで確認してもらうために各地域の農業委員さんに現地確認をお願いしている経緯があります。今回農振除外を経まして農地転用ということです。転用の主たる目的といたしましてはお店と一緒に居宅を建てる計画でございました。本来農振除外、転用をするためには建築確認基準法ですとか関係法令に同意をとって申請をいただくことになっていますが、申請人の不手際により建物を建てる方の調整が整わず目的が達成できないがゆえに一回取消しという流れになりました。ところが、店舗兼住宅はだめだが、店舗だけだったらいいですよと再申請があがりました。今回事務局が事前に委員さんへの説明を整えていなかった不手際があったのですが、あくまで地元委員さんとしては前回のご同意のときに転用行為に伴います周辺農地また営農状況等に影響がないというご確認をいただいているという認識であるということでこちらも申請の案件に挙げさせていただいているわけですが、そういうご理解でよろしくをお願いします。

地元委員

了承いたしました。

議長

最終の申請のときにご同意いただいておりますので、中身の変更も厳しくなる変更ではなくて併用住宅から店舗へ変更があったので、今回は同意をいただかなかったのですが、説明不足でございましたことは事務局も是正していきますのでご理解いただけたらと思います。

委員

店舗兼住宅であったのを店舗にした場合は居宅をどこかで構えているのですか。

事務局

居宅は現在の店舗併用住宅があるので、そこで住んでいる状態です。

議長

番号3につきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号3につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

番号3につきまして原案のとおり承認いたします。

つづきまして、3ページをお開きください。

■議案第131号 平成29年度農用地利用集積計画(第1号)について

■議案第132号 農用地利用分計画(案)について

議長

議案第131号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、伊予市農用地利用集積計画について」、次のとおり農業委員会の決定を求める。

つづきまして議案第132号「農地中間管理事業実施要領第8条の規定に基づき、農用地利用配分計画(案)について」、次のとおり農業委員会の意見を求める。

この議案は関連がございますので続けて事務局の説明をお願いいたします。

事務局

今回1件の申請がありました。

議案第131号

利用権の設定を受ける者(借手) 松山市 公益財団法人 ○○ ○○

利用権を設定する者(貸手) 稲荷 ○○ ○○

利用権を設定する農地 稲荷 田 外1筆

設定する利用権 契約期間 10年

平成29年6月1日～平成39年5月31日

賃借料	20,000 円 (全体)
作物	米
権利の種類	新規 賃貸借権設定

議案第 1 3 2 号

利用権の設定を受ける者 (借手)	稲荷	〇〇	〇〇
利用権を設定する者 (貸手)	松山市	公益財団法人	〇〇 〇〇
利用権を設定する農地	稲荷	田 外 1 筆	
設定する利用権 契約期間	9 年 10 ヶ月		

平成 29 年 8 月 1 日～平成 39 年 5 月 31 日

賃借料	20,000 円 (全体)
作物	米
権利の種類	新規 賃貸借権設定

議長

議案第 1 3 1 号、議案第 1 3 2 号につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

地元委員

〇〇さんと〇〇さんが説明に来ました。〇〇さんは若い方が市役所で勤めていた方で体が悪くなり作ることができないということになりまして、農業委員会に確認してくれとお願いして、いろいろ調べた結果、条件がそろえば許可申請がおりることがわかったので申請にいたったということです。〇〇さんは両方とも上と下の田で土地が続きになるので作ってあげてくださいということで申請を許可しました。

議長

議案第 1 3 1 号、議案第 1 3 2 号ご質疑、ご意見はございませんでしょうか。
議案第 1 3 1 号、議案第 1 3 2 号につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

議案第 1 3 1 号、議案第 1 3 2 号承認いたします。

つづきまして 6 ページを開いてください。

■報告第 8 1 号 農業委員会事務局職員の任免について

議長

農業委員会等に関する法律第 2 0 条第 3 項の規定に基づく農業委員会事務局職員の任免について、次のとおり報告いたします。

事務局の説明をお願いいたします。

事務局

今回、平成29年3月21日付け職員異動の内示がありました。伊予市農業委員会会長専決規程（農業委員会訓令第1号）第2条第1項第4号の規定による会長専決により、平成29年4月1日に農業委員会が任免したものです。表のとおり説明

議長

報告第81号は報告になりますので次のページをお開きください。

■報告第82号 農地法第4条第1項の規定に基づく届出について

議長

報告第82号「農地法第4条第1項の規定に基づく届出」、を受理したので、次のとおり報告いたします。

事務局の説明をお願いいたします。

事務局

今回1件の届出がありました。

1番

申請人	米湊	〇〇	〇〇
届出地	米湊	字野中	田
転用目的	駐車場		

届出のありました農地は農地の裏側に保育施設があり、その従業員が使用している駐車場になります。

議長

報告第82号つきましてご質疑、ご意見はございませんか。

（質疑なし）

つづきまして、8ページをお開きください。

■報告第83号 農地法第18条第6項の規定に基づく解約通知について

議長

報告第83号「農地法第18条第6項の規定に基づく解約通知書」、を受理したので、次のとおり報告いたします。

事務局の説明をお願いいたします。

事務局

今回4件の届出がありました。

1番

貸出人	上三谷	〇〇	〇〇
借受人	松山市	〇〇	〇〇
届出地	上三谷字坊楽	田	
解約事由	双方合意		
権利の種類等	賃貸借権設定（3条）		

2番

貸出人	下三谷	〇〇	〇〇
借受人	上三谷	〇〇	〇〇
届出地	下三谷字十八	田	外4筆
解約事由	双方合意		
権利の種類等	賃貸借権設定（基盤）		

3番

貸出人	下三谷	〇〇	〇〇
借受人	上三谷	〇〇	〇〇
届出地	下三谷字町長	田	外2筆
解約事由	双方合意		
権利の種類等	賃貸借権設定（基盤）		

4番

貸出人	双海町上灘	〇〇	〇〇
借受人	双海町高岸	〇〇	〇〇
届出地	双海町上灘字樋ノ本	田	
解約事由	双方合意		
権利の種類等	賃貸借権設定（3条）		

議長

報告第83号につきましてご質疑、ご意見はございませんか。

委員

下三谷の〇〇さん、〇〇さんは、この広い土地を自分で耕作されるのですか。
放置されたのでは困ります。何か情報を聞いていますか。

地元委員

父親が亡くなって耕作ができないので〇〇さんは解約すると。〇〇さんは次の人を探すと
言うておりました。

事務局

まだ次の人は決まっていないということですか。

委員

大体は決まっているということです。

事務局

放棄地にはならないということですね。

議長

その他にご質疑、ご意見はございませんか。
続きましてその他事項に進みたいと思います。

■その他

□農地転用許可申請の許可状況報告について

第33回2月議案第120号 農地法第4条第1項の規定に基づく許可申請について、

申請人	三秋	〇〇	〇〇
土地所有者	三秋	〇〇	〇〇
申請地	中山町出渕	畑	
転用目的	植林		

平成29年4月4日(地4)第16号で県知事許可になりましたことをご報告いたします。

第33回2月議案第121号 農地法第5条第1項の規定に基づく許可申請について、

申請人	松山市	〇〇	〇〇
土地所有者	下三谷	〇〇	〇〇
申請地	下三谷	田	
転用目的	分家住宅		

平成29年4月20日(地5)第29号で県知事許可になりましたことをご報告いたします。

第33回2月議案第121号 農地法第5条第1項の規定に基づく許可申請について、

申請人	上野	〇〇	〇〇
土地所有者	上野	〇〇	〇〇
申請地	上野	畑	
転用目的	分家住宅		

平成29年4月24日(地5)第30号で県知事許可になりましたことをご報告いたします。

第34回3月議案第126号 農地法第5条第1項の規定に基づく許可申請について、

申請人	双海町上灘	〇〇	〇〇
土地所有者	双海町上灘	〇〇	〇〇

申請地 森 田

転用目的 分家住宅

平成 29 年 4 月 12 日(地 5)第 46 号で県知事許可になりましたことをご報告いたします。

同じく第 34 回 3 月議案第 126 号 農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく許可申請について、

申出人 八倉 ○○ ○○

土地所有者 松山市 ○○ ○○

申請地 八倉 畑 外 1 筆

転用目的 資材置き場

平成 29 年 4 月 4 日(地 5)第 47 号で県知事許可になりましたことをご報告いたします。

議長

□ 次回の開催日程について

平成 29 年 5 月 25 日(木) 13 時 30 分より

伊予市生涯研修センター「さざなみ館」にて開催予定です。

以上で、第 35 回伊予市農業委員会総会を閉会致します。お疲れさまでした。

事務局

会長には適切な議事進行をありがとうございました。

また、委員の皆様におかれましては慎重なご審議をありがとうございました。

以上をもちまして、平成 29 年度第 35 回 4 月の伊予市農業委員会総会を終了致します。

一同ご起立をお願いいたします。

<一同、礼>

(午後 14 時 30 分 閉会)